

## 会議録

会議の名称	令和3年度第2回加東市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和4年2月1日(火) 午後1時30分から午後2時45分まで
開催場所	加東市役所 5階 501会議室
<p>議長の氏名 ( 神戸 洋一 )</p> <p>出席及び欠席委員の氏名</p> <p>出席者氏名 (7名)</p> <p>山本いずみ (被保険者を代表する委員)</p> <p>藤本 嘉明 (被保険者を代表する委員)</p> <p>松井 敏 (被保険者を代表する委員)</p> <p>森下 智行 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>服部 知一 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>神戸 洋一 (公益を代表する委員)</p> <p>永田 夏来 (公益を代表する委員)</p> <p>欠席者氏名 (2名)</p> <p>北吉 由紀子 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>山川 美枝子 (公益を代表する委員)</p>	
<p>説明のため出席した者(事務局職員)の職氏名</p> <p>市長 安田 正義</p> <p>市民協働部 部長 土肥 彰浩</p> <p>” 保険医療課 課長 片嶋 美紀</p> <p>” ” 副課長 藤原 敬子</p> <p>” ” 主査 小林 奈穂</p> <p>総務財政部 税務課 課長 杉本亜弥子</p>	
<p>議題、会議結果、会議の経過及び資料名</p> <p>1. 議題</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>①令和4年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について</p> <p>②令和4年度加東市国民健康保険税に係る未就学児の均等割軽減措置について</p> <p>③令和4年度加東市国民健康保険税の税率について</p> <p>④加東市国民健康保険を適用除外する者について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>令和3年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について</p> <p>2. 会議結果</p> <p>(1) 諮問事項① 令和4年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について 市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。</p> <p>(2) 諮問事項② 令和4年度加東市国民健康保険税に係る未就学時の均等割軽減措置について 市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。</p> <p>(3) 諮問事項③ 令和4年度加東市国民健康保険税の税率について 市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。</p>	

- (4) 諮問事項④ 加東市国民健康保険を適用除外する者について  
市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。
- (5) 報告事項 令和3年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について  
事務局から資料に基づき説明を行い、了承を得る。

### 3. 会議の経過

午後1時30分 開会

#### 【会長挨拶】

皆さんこんにちは。忙しい中ですが、令和3年度第2回目の加東市の国民健康保険運営協議会に御出席いただきましてありがとうございます。年末から今年にかけて寒い日がまだ続いております。もうすぐ立春ですが、まだまだ本来の春の到来は先かなと思うこの頃でございます。また、新型コロナウイルスオミクロン株でございますけれども、状況はマスコミ等で皆様も御存知かと思えます。市長から状況について、お話ししていただけたと思いますが、長期間になるほど皆の心配であるとか、医療費の増大、そういうものに係ってまいります。早期の収束を願っているところでございます。このような状況でございますが、皆さんには健康に留意されましてお過ごしいただきますように願っております。

本日の協議会は、既にお手元に資料を届けさせてもらっておりますが、市長からの諮問事項が4件、報告事項が1件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議いただきますようお願いいたします。また、このような時期でございます。できるだけ短時間で簡潔に意義のある会としたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。どうも本日は御苦勞様でございます。

#### 【市長挨拶】

皆さんこんにちは。今、会長からもお話がございました。本当にお忙しい中、今日の第2回目の加東市国民健康保険運営協議会に、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

年末に兵庫県内でもオミクロン株の感染者が確認されたというようなことがございまして、その当時、我々の住んでいる北播磨5市1町で20人、2桁を超える日が幾日かあったんですが、恐らくこのままの状態で行くと、きっとこれからどんどん増えていくんだろうということ、年末に市民向けに私自身が呼びかけをすべきかなあという、そんな思いでございました。12月30日にそういうことで準備を始めたんですが、31日に少し減ったということがございましたけれども、その翌日になりますとまた増えてきました。1月1日早々でございましたけれども、市民向けにこれから増えることを予想せざるを得ないという状況ですということで、オミクロン株といえども基本は密閉、密集、密接、これの回避、人混みを回避する、あるいはマスクの着用、そして手洗い、こういったことが基本ですよ、ぜひそれぞれでできることをしっかりと取り組んでいただきたいという、こういうことを指摘しました。その当時はそういう状態であったんですが、もう今のこの状況は本当に一体どうなっていくのかなと、兵庫県内でももう4,000人とかという数字が出てきているところでございますし、この北播磨におきましても500人を超える日が続いている、こういう状況でございます。

私たちは今日も御出席されています小野市・加東市医師会の森下先生はじめ先生方の御協力、御助言をいただきながらワクチンの3回目の接種に向けて今準備をしております。実は今日から各医療機関で受けていただく個別接種を、そして市役所で行う集団接種については2月4日から始めるという、状況になっております。ただ、いろんな御心配をなさる方がいらっしゃいます。ファイザー社製を希望するのがいいのか、あるいはモデルナ社製を希望するのがいいのか、こんな話がございましてけれども、少しこれは不安を与えることになったらいけないのですが、モデルナ社製のほうが発熱ということが少しあるようです。我々は専門家ではございませんので、詳しいことは分かりませんが、少しそんなのはあるようでございますが、しかしいずれにしても、接種を受けるほうが大きな効果があるということでございますので、これからしっかりとその取組を進めてまいりたいと思っております。何とか早くこの状況が収束に向かうことを期待するところでございます。

いよいよ今日から2月ということでございます。私たちのほうも、今、令和4年度の予算編成、もうほぼ最終段階で、予算規模の、大体の取りまとめができてきたところでございますけれども、ただ、今日諮問をさせていただきますが、保険税の税率改正、こんなこともする必要が出てまいりました。詳しくは後ほど担当から御説明を申し上げますが、何とぞ今日のこの運営協議会におきまして様々な御意見を頂戴する中で私たちとしての方向をきちっと定めてまいりたい、そして審議が安全・安心の国民健康保険制度、そういったものを持続できるように取り組んでまいりたいと、このように思いますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

**【議事進行】**

(神戸会長)

それでは、議事に入ります。

この会議がスムーズに進行しますよう、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、9名の委員のうち、7名出席いただいております。委員定数2分の1の出席がありますので、加東市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、この会が成立していることを御報告申し上げます。

また、議事録の署名人でございますけれども、その署名人につきましては、藤本嘉明委員、永田夏来委員、この両名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、議事に移ります。

今回、先ほど申しましたとおり、事前に市長から加東市国民健康保険運営協議会に諮問された案件は4件ございます。そのうちの諮問第1、令和4年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正につきまして事務局から説明をよろしくお願い致します。

**【諮問事項1】 加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について**

(事務局) 会議資料に基づき説明

(神戸会長)

ただいま説明が終わりましたが、これに対しまして御質問ありますか。どんなことでも結構ですので、お願いします。

(市長)

この内容を、このことだけの説明ではいけないのではないか。国民健康保険全体の話を税率も含めてしないと、このことだけという話では、分からない。

(神戸会長)

言われるとおりだと思いますけど、これを見ても本当に全部理解できるかどうかといったら、なかなか分かりにくい。国民健康保険運営協議会は、いつもそうなんですけど、なかなか見ても分かりにくい面が多々あるんですけども。

(市長)

私の立場で申し上げるのも変な状態ですが、63万円を65万円にするんですよ、いかがですかと言われても、なかなか、全体的な話を聞かせてもらいたいというふうに思います。要するに国民健康保険税、国民健康保険制度の維持をしないといけないわけで、そのために必要なことは何なのかという説明を皆さん方にしないと。

(神戸会長)

この限度額というのは、加東市だけのものですか。県から全部統一で来るんですか。その辺の説明も少しお願いできますか。

(事務局)

はい、申し訳ありません。それでは、簡単ではございますが、前の運営協議会のときにパンフレットとか「かとう国保だより」などをお渡しさせていただき、それがお手元であればお話がお分かりいただけやすかったのかなとは思いますが、まず会長から質問がありました課税限度額の改正なんです、これは加東市が独自で加東市だけがやっているというわけではございません。国の法律の改正がありまして、それに基づいて各市町村は改正を行って課税限度額を上げるという内容になっております。加東市の場合は、もちろん税率を変えるなり、こういう中で限度額を変えるなりとなると条例改正をしないといけないわけですが、来年度の話になりますので、今から準備をしてこの内容に係る条例改正をさせていただき予定にしております。

次に、医療給付費分と後期高齢者支援金等課税分、それから介護納付金課税分というのがございますけれども、国民健康保険税は、この3つから成り立っております。この医療の分、後期の分、介護の分それぞれに所得割額、それから均等割額、平等割額というのがございまして、所得割額については率、均等割額と平等割額については定額で決めさせていただいております、それぞれの世帯の所得なりに応じて、それぞれの医療給付費分の所得割が何円、医療給付費分の均等割が何円、医療給付費分の平等割が何円という形で全部を足し合わせまして、その世帯の、その年度の国民健康保険税が幾らになるのかというのを毎年、計算しております納税義務者の方に通知をし、納付いただいております。

今回の内容につきまして、1番の課税限度額につきましては、医療給付費分、後期分、介護分、それぞれで所得割、均等割、平等割というのを足し合わせた合計額が出るんですけども、限度額という据置きの額がございまして、それが医療給付費分が今は63万円、それを65万円に2万円上げようとする改正でございます。例えば今、計算の結果、63万円以上かかっている世帯の方がおられても、改正後65万円になることで65万円に上がる可能性がある方もおられるということです。納付していただく額が上がるということになります。後期高齢者支援金分も19万円から20万円に1万円引上げをさせていただきます。介護納付金分は17万円据置きとなっております。諮問事項の1につきましては、この課税限度額を上げたいという内容になっております。

簡単ですが、課税限度額についての説明は以上になります。

(神戸会長)

今の説明を聞かれた上で、再度御質問、何かございますでしょうか。

1点だけ聞いてもいいですか。これは、先ほど言いましたが、加東市だけが65万円ですか。

(事務局)

いいえ、違います。

(神戸会長)

県下全部が65万円ですか。

(事務局)

国民健康保険法、それから地方税法の改正を受けて各市町が改正をするのですが、独自で引上げをしないところも全国の市町の中にはあるかとは思いますが、兵庫県としては、国民健康保険も広域化になっておりますので、ある市だけ変わったことは、しないといえますか、65万円と20万円に引き上げるようになっております。

(神戸会長)

分かっていただけでしたか。県下全部が65万円に上がると。加東市だけではないということなんですけれども。

(委員)

先ほどの御説明で中間所得層と高所得層の公平性を図るという話が出ていたと思うのですが、少し詳しく教えていただけますか。

(事務局)

この課税限度額というのが、令和3年度になるときには全国的に引上げの改正はなかったんですけども、毎年、どの種類かでは引上げがずっと行われてきております。国の考え方で、いろんな書物に書いてあるのでは、課税限度額がそのまま税率を上げるばかりすると、課税限度額以上に税金がかかっている人は、言えば安くで済んで、課税限度額以下の世帯は、率が上がれば課税限度額に近づいていくように高くなっていきますので、率を上げるばかりの改正をするのではなく、その方々を中間所得層と言っているんですけども、その中間所得層の人が上がるばかりではなくて、高額層の所得の方も限度額を上げることによって、能力に応じた税負担をしていただくということをしなさいといけないということになっており、そのあたりを公平性を図るということで書かせていただきました。

(委員)

ありがとうございます。

(神戸会長)

分かっていたけましたか。なかなか分かりにくい部分があるかと思うんですけども、ほかに御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(神戸会長)

ないようでしたら、採決に入らせていただきたいと思います。  
諮問事項第1、令和4年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正につきまして、事務局より説明があったとおりとすることに異議のない方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

(神戸会長)

全員挙手でございます。それでは、国民健康保険税に係る課税限度額の改正につきまして、市の意見が適当であるということであると答申をいたします。

また、答申書につきましては、私から市長へ提出させていただきますので、以降の諮問につきましては同じ方法を取らせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、諮問事項第2番目、令和4年度加東市国民健康保険税に係る未就学児の均等割軽減措置につきまして事務局から説明をお願いいたします。

**【諮問事項2】** 加東市国民健康保険税に係る未就学児の均等割軽減措置について  
(事務局) 会議資料に基づき説明

(神戸会長)

ありがとうございました。

これは割合分かりやすいと思うんですけど、166人が該当ですね。それから、4分の3は国、県が持ってくれるわけですね。一般財源から89万円、90万円ほどですね。

この件につきまして、これも県全体で条例を改正するんでしょうね。やはり、兵庫県全部ですね。

(事務局)

はい。市町の条例で定めることとなりますので、もう12月に改正されている市町もあるかと思うのですけれども、令和4年度に施行される分でありますので、3月の議会で、まだ改正されていない市町は、当市も含めてですが、改正され、令和4年度から施行されることになるかと思えます。

(神戸会長)

分かりました。このことにつきまして御質問ございますでしょうか。

(市長)

よろしいか。

(神戸会長)

はい。

(市長)

これは、実は国民健康保険に加入されていない方がいろんな税を納めていただいている、その中から負担をしていく、もちろん国民健康保険、いろんな市税があるわけがございますけれども、こういう軽減をするということは、国民健康保険に加入していない世帯の方が納めていただいた税の一部もこの中に入っていくという、相互扶助というのがそういうことになるのかなというふうに思うのですが、そのあたりのところをしっかりと説明もしておかないと、全く、市のほうで補填しますから誰にも負担はないんですということだと、実はそうではない。加入世帯の方の税金は入るし、加入していない方の税金もこの中に入っていくという、そういうことでございますので、よろしくお願ひします。

(神戸会長)

お分かりいただけましたか。今、市長から説明がありましたが、それを踏まえて御質問いかがですか。一般会計から、この90万円弱のお金が当然入ってくるということなんで、国の制度、国民健康保険で全部持てば一番よいのですが、そんなわけにもいかないということもあると思いますが、二重に課税、一般の方がされる可能性があるかもという。こういうのは国の制度でそういうシステムになっているんですけど、御質問ございませんか。

(委員)

まず、今回の均等割という動きなんですけれども、ずっと、こうですということなんでしょうか。それとも、期限などがあるんでしょうか。

もう1つが、この89万4,325円というのが、市の予算として高いのか少ないのか、どれぐらいのお金なのか、ちょっと相場感といいますか、例えば加東市の予算の中で何割ぐらいになるようなお金なんですか。つまり、これから続けて行くときに予算のうちの何%かがずっとこの二重負担に使われていくという、こういうお話なのでしょう。分かる範囲で教えていただきたいんですけれども、お分かりになりますか。

(市長)

私から申し上げますが、加東市の市税というものについては、年間65～66億円ございます。その中の89万円、90万円ですので、率からいうとごく僅かな状況かなと思います。本来、様々な保険制度というのは、その加入者が互いに必要な費用というのを負担して制度は成り立っていく、こういうことでございますけれども、今回このような形で一般会計のほうから補填をする、そういう状況で運営をするということです。

(委員)

あとはずっとこうなんですか、改正されたら。

(事務局)

国から示されている資料によりますと、期限のほうは今のところは何も記載されていません。

それと、未就学児の均等割の軽減をしてもらえるようにという国に対する要望なんですけども、以前から、全国市長会などを通じて国にずっとされてきた内容でして、それが来年度から施行されることになりましたので、何の根拠もないのですが、すぐには終了するという事はないと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(市長)

全国組織として国に、国の責任においてこういう制度をぜひ導入してくださいというふうに我々は要望してきたんですが、国もやりましょう、だけどもやはり地方もきちっと負担をしてくださいという、こういうことなんです。

(会長)

お分かりいただきましたか。

まだ令和3年度の決算見込みしか出ていないんですけど、新年度予算のときに、その分が上がりくると思いますので、また見ていただいたらと思いますが。

ほかに御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(神戸会長)

ないようでしたら、採決を取らせていただきます。

それでは、諮問事項第2番目、令和4年度加東市国民健康保険税に係る未就学児の均等割軽減措置につきまして、市の意見が適当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

(神戸会長)

全員挙手。ありがとうございます。

それでは、諮問事項第2番目、加東市国民健康保険税に係る未就学児の均等割軽減措置につきまして市の意見が適当であるということで答申をさせていただきます。

続いて、諮問事項第3番目でございます。令和4年度加東市国民健康保険税の税率につきまして事務局から説明をお願いいたします。

**【諮問事項3】 加東市国民健康保険税の税率について**

(事務局) 会議資料に基づき説明

(神戸会長)

ありがとうございました。大体分かっていただけましたか。

この諮問第3につきましての御質問を受けさせていただきますけれども、いかがですか。

要は6.82%と2万9,400円、1万9,100円ということで、現行よりは安くなるという、安くなるという言い方をするのは、よくないのかも分かりませんが、そういうことですね。

(事務局)  
そうです。

(神戸会長)  
県の平均は、どれぐらいになるんですか。この標準税率ぐらいが県の標準なんですか。そんなことはないんですか。

(事務局)  
今の時点では、兵庫県で何%、何円と出ているわけではございません。各市町ごとに率と額が提示されております。平均は、持ち合わせておりません。

(神戸会長)  
分からないのですか。

(事務局)  
はい、申し訳ございません。

(神戸会長)  
分かりました。  
何か御質問ございませんか。これ大事なところでございますので。いかがですか。

(委員)  
1点教えてください。  
財政調整基金の取崩しの中で、給与所得が5%減となるだろうという見込みで取り崩されておるんですが、片や歳入でこのコロナ禍のために国から災害臨時特例補助金ということで入ってきた分については、これには全く反映されないんですか。予算と決算、あくまでも新型コロナで保険税が減免になった部分だけの僅かな金額だけが反映されているんですか。令和2年度は1,000万円ほど入ってきていますよね。要は、国からこのコロナ禍で幾らか入ってきている部分というのは、加東市の国保予算の中で反映されているんですね。

(事務局)  
令和4年度の試算につきましては、この災害臨時特例補助金はないものと計算しています。

(委員)  
ないものと見越して。

(事務局)  
はい、恐らくないと思われまして。令和3年度も最初はない予定だったんですけども、年度の途中で「今年度もします」という通知がありまして、急遽条例改正等をして対応しています。これが2年目で続いているのですが、来年度、3年目も災害という補助金があるのかどうかというところは、今のところは、はっきりしておりませんので、入れてはおりません。

(委員)

はい、分かりました。

(神戸会長)

ほかに何か御質問ございますか。

基金の繰入れなんですけども、どうなんですか。約40億円の予算を持ちながら、4,000万円か5,000万円しかない。いや、しかないという言い方をしたら悪いかもしれませんが、それぐらいの基金で大丈夫なんですか。もし何か大きな、今、高度医療がだんだん保険の適用になったりしていますんで、医療費がずっと上がってることが当然考えられますが。1期目の国保の委員をさせてもらったときには、もっと基金が何億円とあったような気がするのですが、もう何千万円単位になってきていますから。基金はそれぐらいが適正なんですか。どれぐらい持てば適正か私も分かりませんが、医療費がだんだん高くなってくると、これだけの基金で大丈夫かなという感じはするんですけどね。決算でそれをしようとするれば基金を取り崩さないという仕方がない、これは分かります。収納率が下がったら基金を持っていかないと仕方がないところもあるんですけども、これだけの基金で大丈夫かなというふうに思うんです。大丈夫だと言ってもらったら、それでいいのですが。適正な基金というのは、どれぐらい持っていたら適正なんですかね。例えば予算40億円、今から上がっていくと思うのですが、もう歳入はルール分以外はあまり見込まれないような状態ですので、あとは国保の負担金、国保税で反映させないと仕方がないところがあるんですけど、4,000万円か5,000万円ほどで大丈夫なんですか。それをちょっと心配するんですけどね。

(事務局)

医療費は、普通交付金という形で兵庫県に全額負担してもらえることになっております。広域化になる前は、市の国保で医療費を払わないといけないので一時的に赤字になる時があったという話を聞いてはいるんですけども、今は県が支払いをするということになっておりますので、医療費のほうでの赤字はないようになっております。適正な基金の保有額というのは、多いのには越したことはないと思うのですが、先ほど会長がおっしゃったように収納が低かったりとかで赤字が出そうだとか、昨今の状況もそうなんですけどもコロナで収入が落ち込むというふうな、そういう災害的な状況が起きるとかということがなければ、医療費のほうで赤字になるということはないということです。

(神戸会長)

ああ、そういうことですか。今は、県で全部医療費の面倒を見てくださいわね。それなら、予算を確定させて予算どおり行けば、もうそれで上納金納めたら終わり。医療費を加東市で幾ら使おうが県が見てくれるんですか。

(事務局)

そうですね、はい。

(神戸会長)

そういうことになっているんですね。今は。

(事務局)

はい。

ですから、兵庫県全体で各市町の医療費を積み上げて、兵庫県全体で医療費が幾ら要りますという見込みを立てます。そこから各市町がこれだけの事業費納付金という納付金を納めてもらったなら兵庫県全体での医療費が賄えるということで、そこから標準保険料率というのを計算している、そういう仕組みになっております。

(神戸会長)

それでは、予算は40億円ぐらいになると思うのですが、決算というか予算で、県に納付金がこれだけと言われたら、そのままですか。いくら加東市で医療費が増えても、加東市の国保の人が医療費にかかって高くついても、それは県で見えてくれるんですか。

(事務局)

はい、医療費については見ていただけます。でも、各市町の医療費が高くなれば、色んなほかの補助金なりには影響してくると思うんですけども、医療費の分で赤字になるということは、今は制度上ではないようになっております。

払うという形にはもちろんなっているんですけども、それを結局県が支払いしてもらっているという形になっております。

(市長)

だから、それが結局広域化の一つのメリットになるんですが、けども最終的にはそういうことになりますと全体の医療費が上がってくると、結局はその次の年以降の税率でまた上げていかないと、確保はできないということになってくるんじゃないかとは思いません。

(神戸会長)

ああ、そうですか。相互扶助のために県で統一されたということも言われてましたので、それはそれで正しい考えではあるかなと思いますけども。

いかがですか、ほかに御質問ございませんか。3番目の諮問の案件なんですけども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(神戸会長)

それでは、採決に入らせていただきます。

諮問第3番目、令和4年度加東市国民健康保険税の税率について、事務局より説明があったとおりとすることに異存のない方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

(神戸会長)

全員挙手です。ありがとうございます。

それでは、諮問第3、令和4年度加東市国民健康保険税の税率につきまして、市の意見が適当であるということで答申をいたします。ありがとうございました。

続きまして、諮問事項第4、加東市国民健康保険を適用除外する者について、事務局から説明をお願いいたします。

**【諮問事項4】 加東市国民健康保険を適用除外する者について**

(事務局) 会議資料に基づき説明

(神戸会長)

ありがとうございました。

第4番目の諮問につきまして、いかがですか、御質問ございますか。

(委員)

今、このような児童は、おられるのですか。

(事務局)

対象者ということですか。

担当する部署に一応問い合わせはしたんですけども、加東市に多分このような施設はないと思われますので、正直言いまして分からないという返事をいただいています。おそらく、いないと思われるんですけども、100%そうなのかと言われますと、というところですが、一応担当課から、いないと思うということでは聞いております。

(委員)

それでは、児童福祉法で保護されるということなんですが、この改正がなければ、今、両方で保護されているという訳ですか。医療健康保険での内容というのが。

両方で保護されるんだったら、もともと条例がおかしいということになりますよね。このたび、何か児童福祉法が改正になったんですか。

(事務局)

いいえ、そういう訳ではないです。もし加東市にこのような、児童福祉施設に入られてるお子さんがいらっしゃったら、多分国民健康保険には入られておらず、その施設で公費扶助を受けて医療を受けられていると思われます。国民健康保険に入られるということは納税もしていただかないといけないので、扶養義務者がいないような赤ちゃんとかお子さんがどうやって納税できるのかということもあることも踏まえまして、児童福祉施設に入られてる間は公費で、扶養義務者がいない場合ですけども、公費で医療費を見てもらえるということがありますので、国民健康保険には加入しなくてもいいといいますか、国民健康保険には加入できないということをはっきり定めておくということです。二重にはなっていないと思っております。

それと、委員から御質問がございましたけれども、対象者がいないと思われますので、二重にはなっていないと思います。

(神戸会長)

分かりました。それでは、現状で、もしいらっしゃったら、いらっしゃっても、何かの保険には当然入られている訳ですよ。現状でいらっしゃると仮定しても、医療を絶対受ける、誰も保険に入らないといけない訳なので、それは例えば入られている施設、そういうところで保険が使われている訳ですか。

(事務局)

施設の保険といいますか、多分その施設がある県とか、例えば大阪でしたら大阪府から医療費が公費で出ます。

(神戸会長)

分かりました。

(事務局)

全国的にどれほど定められているのかというのが調べ切れてはいないんですけども、最近このような規定を各市町で条例に定めるようにというふうなことを、実情申しますと県から指導が入っております、このたび定めようとしています。近隣市町も12月の議会で定めたりということをしてしております。

(神戸会長)

分かりました。はっきりと確定したいということなんです、結局は。

(事務局)

そうです。

(神戸会長)

いかがですか。第4番の適用除外する者について質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(神戸会長)

ほかになければ、質問がないようでございますので、これをもって質疑を打ち切ります。

採決に入りたいと思います。

諮問事項第4番目、加東市国民健康保険を適用除外する者について、事務局より説明があったとおりとすることに異存のない方につきまして挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

(神戸会長)

全員挙手。ありがとうございます。

それでは、諮問事項第4番目につきましては、市の意見が適当であるということで答申をさせていただきます。

続きまして、報告事項、令和3年度加東市国民健康保険特別会計決算見込みにつきまして事務局から説明をお願いします。できるだけ簡潔をお願いいたします。

【報告事項】 令和3年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について  
(事務局) 会議資料に基づき説明

(神戸会長)

ありがとうございました。

未就学児の軽減措置についての分は、歳入90万円ほどありましたね。あの分は他会計繰入金で入ってくるような格好になるのですね。結局、100万円ほどプラスになるということですね、このまま行けば。

(事務局)

はい、そうです。

(神戸会長)

何か御質問ございますでしょうか。

12月のときでしたか、1回目のときにもある程度、時期は違いますけれども決算見込みの説明はいただいたと思います。また、後日、帰られてから、読んでいただけたらと思いますので、確認をまたお願いいたします。

それでは、その他のことでも結構でございます。何か御質問がありましたら、これを機会に受けたいと思いますけれども。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(神戸会長)

それでは、終了させてもらってよろしいですか。

それでは、予定しておりました議事が全て終了いたしております。

これをもちまして本日の国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。  
皆さんの御協力によりまして議事がスムーズに進行できました。どうもありがとうございます。  
お礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

午後2時45分 閉会

4. 会議資料

- ・ 令和3年度第2回加東市国民健康保険運営協議会次第
- ・ 国民健康保険運営協議会委員名簿
- ・ 諮問事項1 令和4年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について
- ・ 諮問事項2 令和4年度加東市国民健康保険税に係る未就学児の均等割軽減措置について
- ・ 諮問事項4 加東市国民健康保険を適用除外する者について
- ・ 報告事項 令和3年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について
- ・ 国民健康保険加入状況の推移
- ・ 国民健康保険税収納状況（前年同月対比）
- ・ 財政調整基金残高の推移
- ・ 保険給付

令和4年3月23日

議長                     神戸 洋一                    

署名人                     藤本 嘉明                    

署名人                     永田 夏来